

農地転用許可後の事業計画変更承認申請書 必要書類

申請書および添付書類はホチキス留めをせず3部ともご提出ください。締切日：毎月20日（土日祝日の月は前日）

転用目的の変更の場合	事業計画の変更の場合		入手先	説明	県知事	農業委員会	本人用
		1	申請書	様式ダウンロード可能 押印は必須ではありません。ただし、提出後に修正が必要となった場合、押印・捺印がない場合は申請書の取り下げが必要となる場合があります。	○	○	○
省略可	省略可	2	法人登記簿・定款	法務局またはその法人 申請者が法人の場合、法人登記簿もしくは定款（登記事項証明書は原本、定款には原本証明が必要）	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
省略可	省略可	3	土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	法務局 交付後、3カ月以内のもの	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
省略可	省略可	4	字絵図 (公図の写し)	法務局 申請地及び付近の土地の地番がわかる図面	○	○	○
省略可	省略可	5	位置図	様式ダウンロード可能 広域な地図に申請地の位置が示してあるもの。インターネットの地図でも可。	○	○	○
省略可	省略可	6	住宅地図	インターネット等 余白に広告があるものは不可。位置図より詳細なもの	○	○	○
		7	土地利用計画図・ 設計図・平面図等	変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面(1/500～1/2000程度)	○	○	○
	省略可	8	関係地元住民の 意向と申請者の 見解	事業計画変更についての関係地元住民の意向と申請者の見解	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)

以下該当する場合のみ

		9	農業委員確認書	様式ダウンロード可能 事前に委員に現地調査を依頼した場合、確認書を添付してください。現地調査の際は、参考資料として申請書を持参してください。（委員の事前確認が無い場合、申請書提出後に担当委員及び事務局から内容について問い合わせをさせていただく場合があります。）	○	—	—
		10	委任状	行政書士 行政書士による代理申請の場合	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
		11	資金証明書	金融機関等 追加資金が必要となった場合	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
		12	他法令の許認可	変更後の転用事業に関連して他法令の許認可や関係機関の議決が必要な場合、その手続きが完了している証	○ (写し)	○ (写し)	○ (写し)
		13	関係者の同意書	変更前の計画について関係者の同意又は意見を得ている場合、また変更後の事業計画について新たに求める必要がある場合	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
		14	地方公共団体の 長の意見書	変更前の計画について地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての意見書	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
		15	旧所有者等の同意書	変更前の計画について、旧所有者に対して雇用予約・施設の利用予約等の債務を有している場合は、当該債務の処理についての関係者の取決書の写し及び旧所有者の同意書	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)
		16	農地法5条申請書	様式ダウンロード可能 第三者へ転用事業者が変更される場合。または事業計画区域を拡大するもので、転用許可を受けている農地以外の農地を新たに計画に加える場合。	○ (原本)	○ (写し)	○ (写し)

その他、必要と認める書類を市または下呂農林事務所が求める場合があります